

	<p>1. 「原発事故子ども・被災者支援法」第8条の支援対象地域について、お考えに近いものを選んでください。(複数可)</p> <p>A 福島県のみを対象地域と考えている(福島県外への避難者含む)</p> <p>B 事故後追加ひばく量が年間1ミリシーベルトを超える地域を対象と考えている →Bとお答えの場合は以下もご回答ください</p> <p>①放射性核種について何を該当としますか？(複数可) セシウム・ヨウ素・全核種</p> <p>②ひばく推計に内部ひばくも含めますか？含める・含めない</p> <p>C 「放射性物質汚染対処特措法」で汚染状況重点調査地域に指定されている地域</p> <p>D 法の主旨にのっとり、不安を感じる人すべてが対象と考え、特に対象地域の条件を考えない</p> <p>E その他</p>	<p>2. 第13条第2項「被災者の定期的な健康診断、とくに「子どもたちが生涯にわたっての健康診断を受けられること」について、お考えに近いものを選んでください。</p> <p>A 対象は 全員を対象とする・希望者のみとする</p> <p>B 受診は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定する医療機関に行き、健診を受ける</li> <li>・乳幼児健診や学校での健康診断、18歳以上は定期健診のなかに組み込み、受ける</li> <li>・その他</li> </ul>	<p>3. 5月24日に、国連人権理事会が日本政府に対して、年間1ミリシーベルト以上の地域に居住する住民すべてに対する健康調査の実施等、10項目の勧告を行いました。この勧告に賛成ですか、反対ですか。</p> <p>賛成・反対・その他</p>	<p>4. その他「原発事故子ども・被災者支援法」についてのお考えがあればご記入ください</p>				
政党名	回答	コメント	A	B	コメント		コメント	回答
みんなの党	B ①全核種 ②含める		全員	健診組込		賛成		みんなの党は、子ども被災者支援法の成立において中心的な役割を果たしてきた。法の趣旨を実現するために、最大限の努力を尽くしてまいりたい。
生活の党	B ①全核種 ②含める	低線量被曝の健康影響が否定できない以上、子供や妊婦等最も脆弱な人を守る基準で対象地域を考えるべきと思います。	全員	健診組込	チェルノブイリ、スリーマイル島事故の教訓から、子供の低線量被曝の健康への影響を過小評価せず、長期的に総合的な健康診断調査が行われる必要があります。	賛成	「国としての計画を・・・、人権に基礎をおいて策定し、公衆の被曝を年間1mSV以下に低減するようにすること」との勧告(78(a))を重く受け止めるべきです。	健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられている被災者の生活を守り支える、との重要な理念の法が、政権交代後も放置されたままです。この支援法を実施する政権の姿勢にこそ、政権担当能力が問われています。
共産党	D		全員	健診組込		賛成		
緑の党	B ①全核種 ②含める	Dと回答したいところだが、抽象的で法制度化の観点ではやや困難ではないかという点、客観的にも汚染の高い地域の早急な支援が必要という観点で「最低限」という意味でBとした。ただし、1mSV未満の地域でも可能な支援策が検討されるべきであるし、Dの「不安を感じる全ての人」に対しては、より広範で包括的な法制度や支援策の策定が検討されるべきと答える。	全員	医療機関健診組込	設問Bは両方の制度が充実されるべきと考え、2つ選択した。なお、検診や医療にあたっては、個人が健康状態や受診履歴を記録できる「健康管理手帳」的な制度が必要と考える。	賛成		担当である中山が共同代表を務める「福島原発震災情報連絡センター」の申し入れ内容(2012.11)でも示したが、支援法具体化にあたっては多様な課題が考慮される必要がある。 → <a href="http://green.ap.teacup.com/nakayama/684.html">http://green.ap.teacup.com/nakayama/684.html</a> を参照

	<p>1. 「原発事故子ども・被災者支援法」第8条の支援対象地域について、お考えに近いものを選んでください。(複数可)</p> <p>A 福島県のみを対象地域と考えている(福島県外への避難者含む)</p> <p>B 事故後追加ひばく量が年間1ミリシーベルトを超える地域を対象と考えている →Bとお答えの場合は以下もご回答ください</p> <p>①放射性核種について何を該当としますか？(複数可) セシウム・ヨウ素・全核種</p> <p>②ひばく推計に内部ひばくも含めますか？含める・含めない</p> <p>C 「放射性物質汚染対処特措法」で汚染状況重点調査地域に指定されている地域</p> <p>D 法の主旨にのっとり、不安を感じる人すべてが対象と考え、特に対象地域の条件を考えない</p> <p>E その他</p>	<p>2. 第13条第2項「被災者の定期的な健康診断、とくに「子どもたちが生涯にわたっての健康診断を受けられること」について、お考えに近いものを選んでください。</p> <p>A 対象は 全員を対象とする・希望者のみとする</p> <p>B 受診は ・指定する医療機関に行き、健診を受ける ・乳幼児健診や学校での健康診断、18歳以上は定期健診のなかに組み込み、受ける ・その他</p>	<p>3. 5月24日に、国連人権理事会が日本政府に対して、年間1ミリシーベルト以上の地域に居住する住民すべてに対する健康調査の実施等、10項目の勧告を行いました。この勧告に賛成ですか、反対ですか。</p> <p>賛成・反対・その他</p>	<p>4. その他「原発事故子ども・被災者支援法」についてのお考えがあればご記入ください</p>				
政党名	回答	コメント	A	B	コメント		コメント	回答
自民党	回答なし							
民主党	回答なし							
公明党	回答辞退							
社民党	回答なし							
日本維新の会	回答辞退							
幸福実現党	回答なし							
新党大地	回答なし							
みどりの風	回答なし							